

第6章 荒川区子ども・若者総合計画の 推進に向けて

第1節 計画の推進体制

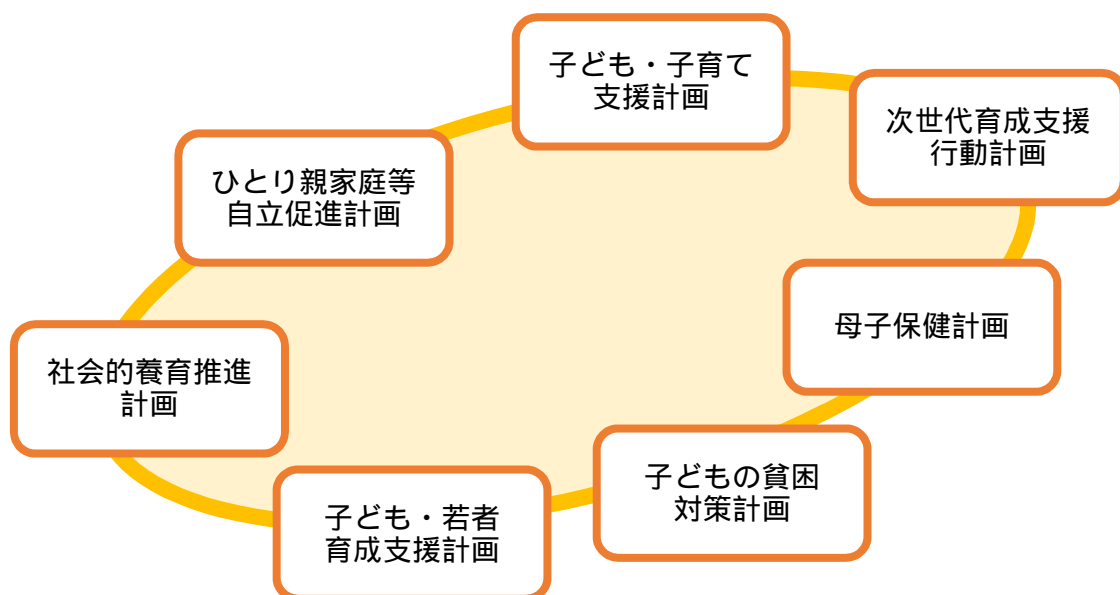
区では地域の皆様のご理解・ご協力をいただき、区における児童相談所の開設などにいち早く取り組み、子どもの権利条例の制定など合わせ、未来社会の守護者としての子どもとそこをご家庭を取り巻く環境の整備に努めてきました。

そのような中で策定される荒川区子ども・若者総合計画を着実に推進し、第5章で掲げた政策・施策を円滑に実施していくには、区と関係機関、地域の皆様との連携が必要不可欠です。

これまでも要保護児童対策地域協議会をはじめ、多くの場で関係機関、地域の皆様と情報を共有し、施策を推進してきましたが、本計画を着実に進めるためには、計画の進捗状況についても広く共有し、管理を行う必要があります。

計画に記載した事業の進捗状況については、子育ての当事者である区民の方や学識経験者、地域団体の代表等の幅広い関係者で構成される「荒川区子ども・子育て会議」で定期的に報告し、進捗の管理を行います。

また、本計画はこども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、「子ども・若者育成支援計画」や「社会的養育推進計画」等、子どもや家庭につながる7つの計画を包含する総合的な計画であるため、これまで以上に関係機関同士の連携や地域の皆様との協働を十分に図りながら、取りこぼすことなく事業の推進に取り組みます。



第2節 計画の点検・評価の実施

本計画の基本目標の達成に向け、先述の「荒川区子ども・子育て会議」等の活用により進捗状況を管理するとともに、第5章に掲げた政策・施策により展開される事業や取組について、PDCAサイクルに基づいて定期的に実施状況を点検・評価していきます。

具体的には、毎年前年度の実績確定後、第5章に掲げた政策・施策により展開される事業や取組について、事業や取組ごとに設定している数値目標の達成度などの実施状況を関係部署に調査します。

その結果について、「荒川区子ども・子育て会議」において報告し、順調に取り組まれているか、また、取組が遅れている場合には新たな課題が生じていないか等、点検・評価を行います。

その際に、計画内容と実際の利用状況、整備状況などにかい離がある場合には修正を行うとともに、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年（計画実施から概ね3年目）を目安として計画の見直しを行い、計画の改善を図ります。

また、事業や取組の実施状況等は、「荒川区子ども・子育て会議」の議事録として区ホームページで掲載し、広く区民の皆様公表してまいります。

